

2022年5月18日

各位

会社名 シチズン時計株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 敏彦  
(コード番号 7762 東証プライム市場)  
問合せ先 常務取締役 広報IR室担当 古川 敏之  
(TEL. 042-468-4934)

## 株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせ

当社は、本年4月25日に、当社株主より本年6月開催予定の第137期定時株主総会に関し株主提案を行う旨の書面（以下、「株主提案書」といいます。）を受領しておりましたが、本日、取締役会において当該株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 提案株主  
個人株主1名（議決権の数337個）

2. 株主提案の内容

(1) 議題

- ① 定款一部変更の件
- ② 定款一部変更の件
- ③ 定款一部変更の件
- ④ 取締役解任の件
- ⑤ 取締役解任の件

(2) 提案内容及び提案理由  
別紙に記載のとおりです。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

議案1

(1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、取締役の報酬等に関する事項につきましては、事業報告において法令に従い適正に開示しており、また、取締役の選任に係る議案をご検討いただくにあたって必要な情報につきましては、株主総会参考書類において法令等に従い適正に開示しております。

当社は、任意の機関として、報酬委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務めております。同委員会が取締役の報酬等の内容を決定することにより、取締役の報酬等に関する透明性を高めております。

取締役会は、定款に本提案のような規定を設けることは不要と判断しておりますので、本提案に反対いたします。

## 議案 2

### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

当社は、株主総会の運営において、回答者の指名、採決の方法の選択及び議決権行使結果の開示を含めて、適正な運営に努めており、今後も継続してまいります。

提案理由に「社員や社員株主等による質問者への、複数回の連続した質問妨害による威嚇」とありますが、そのような事実はございません。これは本提案株主が議長の発言を議長以外の者による発言と誤認したものであり、当社の説明により、事実誤認であったことを既に本提案株主にご理解いただいております。

取締役会は、定款に本提案のような規定を設けることは不要と判断しておりますので、本提案に反対いたします。

## 議案 3

### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

取締役会の議長と最高経営責任者を分離することについて議論があることは、当社においても承知しておりますが、現時点における当社の取締役会では業務内容に精通した取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の3分の1を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受けることが適切であると考えております。

当社は、任意の機関として、指名委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務めております。同委員会による提案に基づく取締役会決議により取締役社長を選定することで、取締役社長等の選定に関する透明性を高めております。

取締役会は、定款に本提案のような規定を設けることは不要と判断しておりますので、本提案に反対いたします。

## 議案 4

### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

取締役社長佐藤敏彦氏は、新型コロナウイルスの感染拡大などの急激な経営環境の変化の中、業績の急速な回復の達成において主導的な役割を果たしてまいりました。引き続き当社グループの企業価値向上への主導的な役割が期待できることから、解任の理由はなく、取締役会は、本提案に反対いたします。

## 議案 5

### (1) 当社取締役会の意見

取締役会としては、本提案に反対いたします。

### (2) 反対の理由

議案 2 に対する反対の理由に記載のとおり、本提案株主による事実誤認に基づくものであることから、本提案に理由はなく、取締役会は、本提案に反対いたします。

以 上

(別紙)

※ 以下の提案内容及び提案理由は、提案内容を明確化するなどの観点から、本提案株主の事前の承諾を得て行った修正を除き、株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

#### 議案 1 定款一部変更の件

##### 提案内容

取締役報酬は原則として、個別に開示する。

##### 提案理由

個別の取締役報酬の開示は、経営の透明性を高める観点から重要事項であるため。また、株主が取締役個別の選任、解任をする際の判断事項であるため。更に、そもそも取締役報酬の総額と支給人員のみの開示記載や、個人別の取締役報酬の決定方針等の不明瞭な記載は個別取締役そのものの選任、解任の判断材料としては全く不十分なため。

#### 議案 2 定款一部変更の件

##### 提案内容

株主総会は公正明瞭に執り行なう。

##### 提案理由

一般株主の質問時において、社員や社員株主等による質問者への、複数回の連続した質問妨害による威嚇があったため。また、議長が株主質問に対して正確に回答しにくい場合は、回答するにふさわしい担当役員等を回答者に指名し、できるだけ丁寧に明瞭に回答することが望ましいが、その点全く不十分であったため。更に、企業の最高意思決定機関である株主総会の議案採決方法は、拍手等の透明性のない不明瞭な方法ではなく、当日までの議決権行使結果や当日の出席株主の状況を加味した各議案の賛成割合（％）を明示して、出席株主の理解を得て行うことが望ましいため。

#### 議案 3 定款一部変更の件

##### 提案内容

取締役会は原則として、最高経営責任者と取締役会議長の兼任を禁止し、社外取締役を議長とする。

##### 提案理由

業務執行を行わない、独立した立場の社外取締役を議長とすることが、企業価値向上や株主権利保護といった観点から、企業経営の監督とガバナンス効果を高め、より公正な取締役会決議を行えるため。

#### 議案 4 取締役解任の件

##### 提案内容

佐藤敏彦氏の取締役解任を求める。

##### 提案理由

佐藤敏彦氏が代表取締役社長就任以来、残念ながら株式時価総額が株主資本（企業解散価値）をほとんど常時下回り、企業価値の毀損を招いたため。

#### 議案 5 取締役解任の件

##### 提案内容

宮本佳明氏の取締役解任を求める。

##### 提案理由

総務部長として残念ながら、株主総会運営責任者としてのリスクマネジメントに欠けるため。補足すれば、株主総会時に、一般株主に不快な感じを持たせ、株主に株主提案の惹起に至らしめたため。